平成２３年（フ）第１０７号
福岡県糸島市前原駅南１丁目６番24号
債務者　重松ゆかり
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２１号
福岡市南区花畑２丁目33番14号
債務者　伊藤　武仁
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２２号
福岡市南区花畑２丁目33番14号
債務者　伊藤　　忍
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４３号
福岡市博多区大井２丁目８番25―102号
債務者　小畑　　悟
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４４号
福岡市博多区大井２丁目８番25―102号
債務者　小畑　真弓
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４６号
福岡市西区姪の浜２丁目21番16―301号
債務者　木下　克美
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４９号
福岡市早良区星の原団地48番506号
債務者　野津手京子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５７号
福岡県宗像市赤間４丁目３番１―1012号
債務者　岡崎美智代（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５９号
福岡県太宰府市五条３丁目２番38―102号
債務者　権藤　美保
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９０号
福岡市博多区那珂４丁目22番22―102号
債務者　井川　武仁
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９２号
福岡県太宰府市水城２丁目11番45号レジデンス水城101号
債務者　井上　裕行
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９８号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄５丁目65番地
ビュークレスト那珂川205号
債務者　大石　泰寛
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７号
佐賀県伊万里市波多津町内野1182番地
債務者　金子アキ子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２８号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5715番地３
債務者　田代　丈士
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２８号
福島県いわき市内郷御厩町４丁目24番地の２野木ハイツＡ―Ｅ、前住所福島県いわき市内郷御厩町１丁目45番地　大越ハイツＣ
債務者　村上さち子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２７８号
茨城県守谷市松前台３丁目20番地１　レオパレス松前台207
債務者　菅　　勝則
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
茨城県取手市宮和田531番地３―403、前住所埼玉県三郷市早稲田６丁目７番地１号棟205号
債務者　渡邊　末光
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係